

保健だより5月

令和7年4月28日 原市南小学校 保健室

～おうちの人と一緒に読みましょう～

5月5日は「こどもの日」ですが「端午の節句」とも言われ、子供の健やかな成長を祈る行事です。こどもの日が近づくと兜が飾られているのを見たことはありませんか。「兜が身を守って、禍（わざわい）や病気がふりかからないように」との願いが込められています。兜は折り紙でも作れるので、健康を祈って飾ってみてもいいですね。



5月の健康診断



5月14日（水）	歯科健康診断（全学年）	
5月15日（木）	尿検査（二次）※該当者のみ	4月24、25日に提出できなかった場合は、この日に必ず提出してください。

健康診断の結果、専門医に受診の必要があると診断されたお子様には、治療のお知らせを随時配付していきます。学校で行われる健康診断はスクリーニング検査です。健康診断で受診が必要と判断された場合でも、医療機関において『異常なし』と診断されることがあります。どうぞ、ご理解をお願いいたします。



今後も予定されております健康診断ですが、引き続き、児童のプライバシーや心情に十分配慮して実施していきます。特に、内科検診については、学校医と検討を行い、視診や触診等による診察の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮して実施いたします。また、内科検診におきましては、今年度も昨年度同様、男子は男性医師、女子は女性医師が診察いたします。疾病を早期に発見することは非常に重要です。正しく検査を実施するために、引き続き、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。なお、診察について不安なことなどがある場合には、事前に保健室へご相談ください。

～治療のお知らせについて～

各健康診断が終了し、治療が必要な疾病が見つかったり医療機関の受診が必要と判断されたりした場合には、各科ごとに治療のお知らせを配付いたします。お知らせが届いた際にはなるべく早く医療機関を受診し治療を始めていただきますようお願いいたします。

特に耳鼻科の疾病など水泳学習に関わる項目については、治療が済んでいない場合、学習に参加できないこともありますのでご注意ください。

なお、『異常なし』の場合にはお知らせはしていません。後日、健康手帳に健康診断結果を記載して返却しますので、ご確認ください。

健康診断結果のお知らせのうち、歯・口腔の健康診断結果のお知らせにつきましては、「異常なし」の児童にもお知らせを配付する仕様となっておりますが、本校におきましては、例年、むし歯等がなかった児童へは賞状を配付し、結果のお知らせと代えさせていただいております。令和7年度も同様に対応させていただきますので、ご承知おきください。

日本スポーツ振興センターの災害給付制度

学校の活動中にケガをした場合、日本スポーツ振興センター『災害給付金』の申請をすることができます。
(上尾市では共済掛金を全額市が負担しています。)

申請方法は下記の通りです。

◆対象

- 学校管理下（学校での活動はもちろん、通学路を使用しての登下校を含む）のケガ、事故や疾病（熱中症、食中毒など）
- 病院の窓口で 1,500 円以上（全医療費が 5,000 円以上）…接骨院はこの限りではない

*上尾市では「こども医療費助成制度」により医療費の助成が受けられますが、学校の活動中のケガ・事故は、この日本スポーツ振興センターの災害給付制度が優先されます。保護者の方にいったん窓口で医療費を支払っていただき、日本スポーツ振興センター災害給付制度を学校へ申請してください。後日、給付金が支給されます。

◆手続きのしかた

- ①ケガをして病院に行ったことを担任もしくは養護教諭に伝えてください。
- ②必要な書類をお渡ししますので、保護者の方が保健室に取りに来るか、連絡帳等で担任にお知らせください。お子様を通してお渡しすることもできます。
- ③書類は医療機関・薬局で記入してもらい、保健室へ提出してください。
- ④養護教諭から市教育委員会へ必要書類を提出します。

◆支給について

- ①手続きから2～3ヶ月かかります。
- ②給付金の支給日が決まりましたら、お子さんを通して文書で、振込日のお知らせをします。
* 給付金は、給食費振替口座へ振り込みます。金融機関の都合により、66円の振込手数料がかかります。給付金額から差し引かせていただきますので、ご了承ください。

◆請求に関する注意事項

- ①初診日から2年以内に初回の申請がないと、時効となります。
(治療が長期間になる場合には、定期的に書類の提出をお願いします)
- ②医療費の給付は、初診の日から最長10年間支給されますが、給付事由が生じた日から2年以上、請求のあいだになってしまうと時効となります。

◆給付金が支給されないケース

- ・保険診療以外で治療を受けた時（漢方・歯の矯正等）
- ・費用が規定の金額に満たない時
- ・交通事故でケガをし、損害賠償が発生した時

ご不明な点等ございましたら、遠慮なく、養護教諭へご連絡ください。



熱中症に気をつけましょう！



5月は体を動かすと気持ちのいい季節。そして、5月31日の運動会に向けた練習が、本格的に始まりますね。急に暑くなった日は熱中症に要注意！この時期はまだ体が暑さに慣れていないため、注意が必要です。油断せず、しっかり対策しましょう。疲れたときや体調が悪いときは無理をしないことが大切です。

【熱中症予防のポイント】

- ①こまめな休憩と水分補給②脱ぎ着しやすい服装③屋外では帽子をかぶる④軽い運動で暑さに慣れておく
また、「睡眠が十分にとれているか」「朝食を摂っているか」「疲労が溜まっていないか」等の日頃の体調管理もとても重要です！